

成田市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、本市の教育行政を推進するため、成田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議の所掌事務は、法第1条の4第1項の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)策定に関する協議
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- (4) 市長及び教育委員会の事務の調整

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

- 2 議事の進行は、議長が指名する職員に行わせることができる。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条各号に掲げる協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において事務の調整が行われた事項について、市長及び教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局を、教育委員会教育総務部教育総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。